

## 静岡県告示第726号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃）使用禁止区域を指定したので、同条第12項により読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和2年10月30日

静岡県知事 川勝平太

### 1 宇佐美みのりの村特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域（区域表示の変更）

伊東市宇佐美の宮川と塩木道川との交点である宇佐美字中里入2392-2地点を起点とし、同地点から塩木道川を南進し、塩木道川第一堰堤より150メートル川沿いを南進した地点を交点として、同地点から尾根を南進して伊豆市との行政界に至り、同地点を交点として行政界に沿って西進してから北進して伊豆スカイラインに至り、同地点を交点として伊豆スカイラインに沿って北進し行政界に至り、同地点を交点とし行政界（防火帯）を北進して伊豆スカイラインの交点に至り、同地点を交点として伊豆スカイラインに沿って北進し行政界に至り、同地点を交点として行政界を北進し、伊豆スカイラインとの交点に至り同地点を交点として伊豆スカイラインに沿って北進し、宇佐美字池の洞3246-1と宇佐美字負越3247-1との境界を交点とし、同地点から沢を東進して宮川上流に至り、同地点を交点として宮川に沿って東進して起点に至る一円の区域

#### (2) 面積

328ヘクタール

#### (3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

#### (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

### 2 丹那特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域

函南町畑、県道熱海・函南線と、県道田原野・函南停車場線の交点を起点とし、同地点より県道田原野・函南停車場線を南進し、函南町鳥獣保護区に至り、同鳥獣保護区の外周に沿って西進し、町道ダイヤランド90号線に至る。同線を北東進し、さらに同鳥獣保護区を外周に沿って西進し、町道ダイヤランド91号線を経由し、町道2-11号線との交点に至り、同地点より約100m北東進し、町道ダイヤランド23号線へ至り、同線に沿って北西進し、同線終点に至る。同地点より等高線上に北西進し、町道平井13号線に至り、同線を西進し、町道平井6号線に至り、同線を約200m北東進し、これより沢沿いに北西進し、町道平井25号線に至り、同線を北東進し、県道熱海・函南線を経て町道平井31号線との交点に至る。同地点より同線を北西進し、主要地方道熱海・函南線との交点に至り、同地点より山道を北東進し、沢に至り、沢沿いにさらに北東進し、町道桑原5号線の起点に至り、同線を北東進し、町道桑原4号線に至り、同線を北西進し、町道桑原1号線に至り、同線を西進し同線終点より町道2-17号線を西進し、町道桑原12号線に至り、同線を北東進し、町道桑原113号線に至り、同線を北進し、函南スプリン

グスカントリークラブコース横を通り、町道桑原43号線、35号線及び42号線を西進し、町道2-18号線に至る。同線を北東進し、町道桑原102号線に至り、同線を北進し箱根西麓鳥獣保護区に至り、同鳥獣保護区の外周に沿って東進し、林道箱根山線に至り、同線起点まで南東進し、県道熱海・函南線に至る。同線を南進し、町道軽井沢33号線に至り、同線を南東進し、町道丹那86号線に至り、同線を東進し、町道軽井沢31号線との交点に至る。同地点より鷹ノ巣山等高線沿いに南進し、町道畑41号線終点に至り、同線を起点まで北西進し、町道27号線に至り、同線を南進し、県道熱海・函南線鷹ノ巣山トンネル出口に至り、同地点より同県道を南進し、起点に至る線により囲まれた一円の区域

(2) 面積

1,532ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）

3 勝間田坂部特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

東名高速道路の吉田町との市町境を起点とし、東名高速道路に沿って西進し、東名高速道路上の字東萩間と静谷との字境に至り、同地点より字東萩間と静谷及び字東萩間と布引原の字境に沿って西進し、菊川市との交点に至る。同地点より菊川市との市境沿いに北上し、菊川市・島田市・牧之原市との交点に至り、同地点より島田市との市境沿いに東進し、島田市・吉田町・牧之原市との交点に至り、同地点より吉田町との市町境沿いに南下し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 面積

2,906ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）

4 仿僧川特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

磐田市鮫島地内を流れる二級河川仿僧川の左岸堤防下と鮫島橋との交点を起点とし、同所から同河川を左岸堤防下沿いに東進し、塩新田橋との交点に至り、同所から同橋を渡り、同橋と同河川右岸堤防下との交点に至り、同所から同河川を右岸堤防沿いに西進し、鮫島橋との交点に至り、同所から同橋を渡り起点に至る線により囲まれた区域

(2) 面積

9ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

5 旧仿僧川南特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道竜洋稗原小中瀬線と市道大中瀬25号線との交点を起点とし、同所から市道大中瀬25号線を東進し、遠州灘鳥獣保護区境界との交点に至り、同所から同境界に沿って西進し、市道竜洋稗原小中瀬線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた区域

(2) 面積

8ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

6 大池今之浦川特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道見付岡田線と市道大原堀之内幹線との交点を起点とし、同所から市道見付岡田線を北進し、東海道新幹線との交点に至り、同所から同線に沿って東進し、今之浦川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防に沿って北進し、市道富士見台中泉幹線（磐田山梨線）との交点に至り、同所から同市道に沿って東進し、県道豊浜・磐田線との交点に至り、同所から同県道に沿って南進し、県道磐田・掛川線との交点に至り、同所から同県道に沿って東進し、市道西之島岩井線との交点に至り、同所から市道西之島岩井線に沿って南進し、県道豊浜磐田線との交点に至り、同所から市道西之島22号線に沿って南進し、市道高木蛭池幹線（高木大原線）との交点に至り、同所から同市道に沿って西進し、市道西之島29号線との交点に至り、同所から同市道に沿って南進し、市道西之島36号線との交点に至り、同所から同市道に沿って東進し、旧福田町境に至り、同所から同境に沿って今之浦川を南西進し大原排水路との交点に至り、同所から同排水路に沿って北西進し、地番2186-1の北の水路との交点に至り、同所を西進し、大池川に至り、同所から同川右岸を北西進し、市道大原堀之内幹線との交点に至り、同所から同市道に沿って西進し起点に至る線により囲まれた区域

(2) 面積

406ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

7 宮内・梶ヶ谷特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

箴川に架かる名波橋を起点とし、同地点より箴川左岸堤防に沿って南進し、市道4403号線交点に至り

、同地点より同線を東進し、市道玄保・宮木ヶ谷線106号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、県道大東相良線の交点に至り、同地点より同線を西進し、市道桜ヶ池線218号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、市道大兼宮内線217号線との交点に至り、同地点より同線を東進し、市道雨垂中田線222号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、農道3-1号線との交点に至り、同地点より同線を東進し、市道法ノ沢有ヶ谷線114号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 面積

176ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

8 野賀特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

竜今寺川橋を起点として、市道199号線を北進し、市道大淵2号線との交点に至り同地点から同線を東進し、市道鷺田線繰線との交点に至り、同地点から旧町境（掛川市大淵と掛川市大坂の境界）を南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 面積

9ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和9年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

9 藤塚特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

県道掛川大東大須賀線と県道相良大須賀線の交点を起点として県道掛川大東大須賀線を東進し、東大谷橋に至り、同地点から市道大淵2号線を東進し、市道大淵8号線との交点に至り、同地点から同線を南進し県道相良大須賀線との交点に至り、同地点から同線を西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 面積

16ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和9年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

10 佐鳴湖周辺特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

主要地方道館山寺鹿谷線と市道富塚294号線との交点を起点として南進し、市道富塚105号線を東進、市道富塚322号線を南進、市道富塚122号線を東南進、市道蛭塚富塚1号線を西南進、市道富塚139号線を南進し市道池川富塚線に至る。同交点から同線を東進、市道富塚317号線を東南進、市道佐鳴台86号線を西南進、市道佐鳴台85号線を東南進、市道佐鳴台1号線を西南進、市道佐鳴台84号線東南進、市道泉倉松線を西南進し市道佐鳴湖南線の交点に至る。同交点から同線を西進し、市道入野67号線を西進、北進し市道入野250号線を西進、市道入野240号線を北進、西進し市道入野239号線を北進、西進し市道上島柏原線に至る。同交点から同線を北進、市道神ヶ谷190号線を東進、市道富塚172号線を東北進、市道富塚176号線を東北進、市道富塚175号線を東北進し、県道宇布見浜松線に至る。同交点から同線を東進、市道富塚300号線を東進、市道富塚299号線を東進、市道富塚160号線を北進し主要地方道館山寺鹿谷線に至る。同交点から同線を東南進、市道富塚222号線を北西進、市道富塚231号線を北進、市道富塚236号線を北進、西北進し市道西山13号線を東北進、市道和合西山1号線を西北進し県道湖東和合線に至る。同交点から同線を東北進、東進し市道富塚和合線南進、市道富塚17号線を東北進、市道富塚71号線を南進、市道富塚60号線を東北進、市道池川和地山線を東南進、市道布橋文丘2号線を南進、市道文丘1号線を西南進、市道富塚67号線を西南進、県立浜松商業高等学校沿いに西進、市道富塚79号線を西進、西南進し主要地方道館山寺鹿谷線に至る。同交点から同線を西北進、西南進し起点の市道富塚294号線との交点に囲まれ、佐鳴湖面を除いた区域一円

(2) 面積

430ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））